

○議事日程（平成二十九年九月二十二日第三日）

日程第一	会議録署名議員の指名	日程第十三	議案第四十二号	療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第二	諸般の報告			
日程第三	平成二十八年年度養老町一般会計歳入歳出決算認定について	日程第十四	議案第四十三号	農村地域工業導入促進法に係る養老町固定資産税の特例に関する条例の廃止について
日程第四	平成二十八年年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について			
日程第五	平成二十八年年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について			
日程第六	平成二十八年年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十五	議案第四十四号	養老町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第七	平成二十八年年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十六	議案第四十五号	養老町農村地域工業導入促進審議会設置条例の一部を改正する条例について
日程第八	平成二十八年年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十七	議案第四十六号	養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第九	平成二十八年年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十八	議案第四十七号	平成二十九年年度養老町一般会計補正予算（第二号）
日程第十	平成二十八年年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十九	議案第四十八号	平成二十九年年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
日程第十一	平成二十八年年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	日程第二十	議案第四十九号	平成二十九年年度養老町上水道事業会計補正予算（第二号）
日程第十二	認定第十一号	日程第二十一	議案第五十号	平成二十九年年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）
	平成二十八年年度養老町後期高齢者医	日程第二十二	議案第五十一号	平成二十九年年度養老町介護保険

事業特別会計補正予算（第一号）

日程第二十三 発委第一号 養老町みなで「孝子」条例の制定について

日程第二十四 発議第三号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 青山貞一

一	番	北倉義博
二	番	岩永義仁
三	番	長澤龍夫
四	番	大橋三男
五	番	三田正敏
六	番	吉田太郎
七	番	早崎百合子
八	番	野村永一
九	番	田中敏弘
十	番	松永民夫
十一	番	林輝見
十二	番	青山貞一
十三	番	水谷久美子

○欠席議員 なし

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝
副町長	長谷川悟
教育長	並河清次
総務部長兼総務課長	田中信行
総務部長兼企画政策課長	川地憲元
総務部税務課長	古川一夫
住民福祉部長兼住民人権課長	高木勉
住民福祉部長兼健康福祉課長	高橋正人
住民福祉部長兼子ども課長	松岡弘泰
住民福祉部長兼生活環境課長	木村嘉志
産業建設部長兼水道課長	桐山一則
産業建設部参事	高木伸一
産業建設部課長	前田勝治
産業建設部課長	伊藤幸広
農林振興課長	大倉修
産業建設部企業誘致・商工観光課長	

産業建設部 田中一也

会 計 管 理 者 兼 課 長 田 中 隆

教育委員会事務局局長兼 佐藤昌子

スポーツ振興課長

教育委員会 生涯学習課長 久保寺利明

消 防 長 野村博治

消 防 次 長 渡辺章博

消 防 次 長 近藤清隆

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 佐藤嘉但
議 会 事 務 局 書 記 國枝利法

(開議時間 午前九時二十九分)

○議長(青山貞一君) おはようございます。

平成二十九年第三回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には、御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。

本日の会議は、全員出席であります。

ただいまから平成二十九年第三回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(青山貞一君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によつて、六番 吉田太郎君、七番 早崎百合子君を指名します。

○議長(青山貞一君) 次に、日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程はお手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に常任委員会及び決算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については、後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、伊藤農林振興課長より、本定例会の資料について訂正及び説明の申し出がありましたので、許可をいたします。

伊藤農林振興課長。

○産業建設部農林振興課長(伊藤幸広君) それでは、ただいま議

長様より許可をいただきましたので、平成二十九年第三回養老町議会定例会資料の訂正について御説明をさせていただきます。

訂正をお願いいたしますのは、議案第四十五号 養老町農村地域工業導入促進審議会設置条例の一部を改正する条例の資料として提出をさせていただきました平成二十九年第三回養老町議会定例会資料四枚目の養老町農村地域工業導入促進審議会設置条例新旧対照表でございます。この新旧対照表の右列の現行欄、第一条、三行目の中ほどに「農村地域への工業導入」と記載をされておりますが、「工業」のアンダーラインが記入漏れでございます。

さらに、左の列の「改正案」の欄の第一条、三行目中ほどの「農村地域への工業導入」と記載されております「工業」を「産業」への訂正の忘れとアンダーラインの記入漏れがございました。資料のほうの訂正について、御説明は以上でございますが、皆様のお机の上に訂正をさせていただきました資料を置かせていただいておりますので、差しかえのほうをお願いできればと思います。

以上で資料の訂正の説明とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（青山貞一君） それでは、日程第三、認定第二号 平成二十八年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第十二、認定第十一号 平成二十八年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの十議案を一括議題として上程をいたします。

この十議案は、決算特別委員会に審査を付託してありますので、ここで委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

決算特別委員会委員長 水谷久美子君。

○決算特別委員長（水谷久美子君） それでは、決算特別委員会の報告をいたします。

去る九月十一日、十二日の両日において、決算特別委員会を開会し、今定例会で付託を受けました平成二十八年度一般会計及び九件の特別会計の歳入歳出決算認定について、審査した結果を報告いたします。

本委員会は、地方自治法第九十八条第一項の規定による議会の検査権に基づき、各種の証拠書類など資料の提出を求め、議会に

おいて決定された予算が適正に、そして効率的に執行されたかなどを審査し、その結果を今後の予算編成や行政執行に生かされるように努めていただくために行いました。

審査の経過並びに主な審査の観点は次のとおりであります。

歳入においては、収納率向上を目指してこれまで努力されていますが、町税の当初予算と収入済額との比較、町税及び使用料などの不納欠損額とその理由、及び収入未済額とその対処策についての確認審査を主に行いました。

また、歳出については、当初予算額に対する補正予算額と支出済額との比較、多額の不用額の妥当性などの確認審査を主な観点といたしました。

最初に、認定第二号 平成二十八年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

平成二十八年度の差し押さえ件数の実績はの問いに対しては、百四十九件で約一千五百万円。少しでも不納欠損にならないように努力するという回答でありました。

次に、公害対策費の負担金補助及び交付金の不用額一千六十五万一千円の内訳はの問いに対しては、高度処理型合併処理浄化槽設置事業交付金で、当初予算百五十基、実績が九十基による事業交付金差額であるという回答でありました。

次に、土地改良費での負担金補助及び交付金の不用額一千二百六十四万九千四百六円の内訳はの問いに対しては、揚排水機管理手当など事業であり、平成二十八年度は災害などが少なかったため不用額が多くなった。また、数字が確定したのが平成二十九年五月であり、補正対応ができなかったという回答でありました。

なお、不用額について、経費節減できることはよいことであるが、予算編成時に精査すれば他の事業に充てられる可能性もある

ので、来年度予算編成時には慎重な精査をお願いしたいとの要望がありました。

次に、三滝整備事業の進捗状況はの問いに対しては、平成二十八年度は、養老公園滝前遊歩道整備事業と直江の滝散策道整備事業が完了した。まぐさの滝整備事業については、平成三十年度以降に持ち越す計画で進んでいるという回答でありました。

次に、養老滝前遊歩道整備事業について、設置したスロープの案内看板がわかりづらいが対応予定はの問いに対しては、おりの側にもう少し丁寧な看板の設置を検討したいという回答でありました。

次に、ナナちゃん人形前で行った養老町PR事業の成果及び評価はの問いに対しては、アンケートに答えられた方の中から抽せんで三百名に三千円分の地域商品券を配付したが、そのうち百五十名が来町され、四十五万五千円の使用があったという回答でありました。

次に、雑入で、収入未済額四十三万五千六百六十五円が発生した理由はの問いに対しては、改良住宅家賃滞納の裁判での行政執行において、清掃費を町が一旦負担した分であり、平成二十九年度に繰り越しを行っており、引き続き本人に負担を求めるという回答でありました。

次に、平成二十八年度に策定した公共施設等総合管理計画について、今後の方針はの問いに対しては、優先順位を踏まえながら個別施設計画を迅速に策定していくという回答でありました。

次に、地方創生交付金関連事業についての評価と今後の方針はの問いに対しては、地方創生推進委員会にて検証を行っており、成果が上がっている企業もある。重要業績評価指数の目標値を達成できるよう全庁挙げて取り組んでいきたいという回答でありま

した。

なお、地方創生推進委員の意見を有効に吸い上げて推進してほしいとの要望がありました。

次に、太陽光発電について、将来的に耐用年数の過ぎた太陽光パネルの大量廃棄が見込まれるが、町として法整備も含めて改修やリサイクルなどの仕組みの検討はの問いに対しては、市町村の先進事例を参考に県と連携しながら進めていくという回答でありました。

次に、中央公園野球場ナイター設備改修の状況と今後の利用状況の展望はの問いに対しては、平成二十六年度に二基、平成二十八年度に二基改修し、残り二基は今後計画を立て修繕する。利用率が低下しているが、他の施設と集約できるものは集約できるよう関係各位と協議していくという回答でありました。

なお、中央公園野球場は防災関連施設としても利用できるのが有効的に活用してほしいとの要望がありました。

次に、特別会計について報告いたします。

認定第三号 平成二十八年年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

特別徴収、普通徴収の件数はの問いに対しては、特別徴収七百六十二件、普通徴収三千五百二十一件という回答でありました。

次に、資格証明書、短期被保険者証の交付件数はの問いに対しては、資格証明書三十三世帯、短期被保険者証百六世帯という回答でありました。

次に、短期被保険者証交付の条件はとの問いに対しては、納税相談を行い分納誓約をした世帯に六カ月を限度に発行しているという回答でありました。

次に、平成二十八年年度出産育児一時金の件数はの問いに対して

は、二十件という回答でありました。

次に、特定健康検診の受診推進の方策はの問いに対しては、平成二十八年度は対前年比で減少している。毎月の広報誌などで啓発を進めているという回答でありました。

なお、直接案内文を送付するなど、受診率向上のためにさらなる検討をお願いしたいとの要望がありました。

次に、認定第四号 平成二十八年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第五号 平成二十八年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。修繕費及びそれに伴う消耗費で一千八百万円ほど支出があったが現状はの問いに対しては、老朽化に伴い機器保守などで辛うじて動いている部分が多くあり、本格的な修繕が必要になる可能性もあるという回答でありました。

次に、新食肉基幹市場の進捗状況はの問いに対しては、平成二十八年度五月の作業部会から、平成三十一年度までには新しい施設を建設して稼働すべきであろうという報告が出されており、建設費を県内四十二市町村で負担する同意には至っているが、その割合についてはまだ協議中であり、事業主体の確定には至っていないという回答でありました。

なお、今年度、次年度には目星がつくように鋭意努力願いたいとの要望がありました。

次に、認定第六号 平成二十八年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。平成三十四年度が最終の償還年度であるが、未収金などをどのように処理していくのかという問いに対しては、分納誓約をしている人は平成三十四年度以降も引き続き納めていただくので、一

般会計にて処理することになると考えているという回答でありました。

次に、認定第七号 平成二十八年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第八号 平成二十八年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第九号 平成二十八年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

介護保険料の滞納者のうち一階層から五階層までの割合はの問いに対しては、約六三％という回答でありました。

次に、介護サービスを受けていて滞納している件数はの問いに対しては、平成二十八年度で十七件という回答でありました。

次に、平成三十年度の介護保険料改定の見通しはの問いに対しては、待機者などを含め、需要と供給のバランスを検討しながら介護保険運営協議会にて諮っていきたいという回答でありました。次に、認知症サポーター養成講座の実績及び今後の課題と取り組みはの問いに対しては、平成二十八年度は九回実施し二百五十六名、累計で一千五百九十七名が修了した。平成二十八年度から開設している認知症カフェなどで、認知症サポーターが地域において活躍できる場を提供できるよう検討していきたいという回答でありました。

次に、認定第十号 平成二十八年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第十一号 平成二十八年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでし

た。

以上、審査に付された合計十件の一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての議案については、このような質疑、討論を経て、採決の結果、認定第二号から認定第十一号までの十議案は挙手全員により、それぞれ原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（青山貞一君） 決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより決算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。なお、これらの案件については総括質疑が終了しておりますので、所属外議員の審査の経過及び結果についての質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより順次、討論及び採決を行います。

最初に、日程第三、認定第二号 平成二十八年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第四、認定第三号 平成二十八年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第五、認定第四号 平成二十八年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第六、認定第五号 平成二十八年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第七、認定第六号 平成二十八年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ました。

次に、日程第八、認定第七号 平成二十八年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第九、認定第八号 平成二十八年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第十、認定第九号 平成二十八年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第十一、認定第十号 平成二十八年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第十二、認定第十一号 平成二十八年度養老町後期

高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第十三、議案第四十二号 農村地域工業導入促進法に係る養老町固定資産税の特例に関する条例の廃止についてから日程第二十二、議案第五十一号 平成二十九年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）までの十議案を一括議題といたします。

この十議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 早崎百合子君。

○総務民生委員長（早崎百合子君） 総務民生委員会報告をさせていただきます。

去る九月十五日、各委員及び議長、並びに執行部の出席のもと総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正二件、平成二十九年養老町一般会計及び特別会計補正予算三件の合計五件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第四十三号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてにつきましては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第四十四号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例についてにつきましては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第四十七号 平成二十九年養老町一般会計補正予算（第二号）に関しましては、まず民生費において、児童福祉総務費の認定こども園整備事業についての質疑がありました。

一、今後の方向性として五案あったと聞いているが、詳細はの問いに対して、一案、現状のまま約六億円規模で、公設で建設する。二案、規模を縮小して公設で建設する。三案、現在の養北保育園、幼稚園を耐震化する。四案、再公募をして民設民営で行う。五案、候補地の選定から始めて河北の認定こども園を一本化する。なるべく早く進めたいということで二案との回答でした。

二、今の設計を生かすことはできないのかの問いに対して、定員を百五十人から約百人へ縮小することから、建築物の面積、構造計算、部屋の設計変更等が生じるため、これまでの設計を生かすのは難しいとの回答でした。

三、当初の百五十人規模の設計を生かして河北で一つの認定こども園を建設することも考えられるが、見解はの問いに対して、養北認定こども園事業は、平成二十年ごろからスタートしており、

地元の要望が強い。当初開園予定の平成二十九年から延びてしまっているのが、今回は少しでも早く養北認定こども園を開園させたい。将来的には町全体で少子化や子供の人数の動向、運営の民営化等を踏まえて統廃合も検討しなくてはいいと考えているとの回答でした。

四、設計変更後の建築費の想定はの問いに対して、設計変更前が約六億円で、変更前の平米単価で計算すると約四億円と想定されるとの回答でした。

五、設計変更が生じる委託料以上のメリットを考慮しながら進めていただきたいが、見解はの問いに対して、貴重な予算を養北認定こども園に生かせるように関係各位と調整しながら進めていきたいとの回答でした。

六、九月九日、新聞報道で民営を前提に併設する予定であった病児病後児施設と子育て支援センターは設けない方向で検討しているところがあるが、突然の政策転換は議会や地元への説明が不十分で拙速ではないかの問いに対して、民営を前提としていた病児病後児保育や子育て支援センターについては、今後の運営形態は検討中であり、町営の場合、財政負担が大きくなることから設けない判断をした。今回の設計もそれを踏まえた形で進めていく。建物だけでも早くきちつと建設して、一日も早い開園を目指すために設計委託料を計上した。判断は今の段階で十分だと考えているとの回答でした。

七、病児病後児施設と子育て支援センターは設けないことについて、今後の展望はの問いに対して、当初の設計としては入っていないが、運営形態の検討の中で、病児病後児保育と子育て支援センターを引き受けてもらえる民間業者があった場合に対応できるように含みを加えた設計を検討していきたいとの回答でした。

八、受け入れ月齢について、町内で公立は満十カ月以上、私立は三カ月や五カ月からと幅があり、今回は運営形態が未確定であるが、設計において受け入れ月齢の想定は何歳なのかの問いに対して、満十カ月以上と考えている。十カ月未満は保育士の数、配置を検討して進めていく必要があり、現状としては難しいと考えているとの回答でした。

九、民営となった場合、もっと低い年齢から受け入れたいと町へ提案があった場合の対応はどうするのかの問いに対して、公募の方法を今後検討するとの回答でした。

十、現場から床暖房の設置や、具体的な遊具等の要望を聞くが、検討しているのか。現場に議論は届いているのかの問いに対して、現場の園長や保育士の意見も取り入れながら基本的な構想をまとめ、それを踏まえて詳細設計を行うとの回答でした。

十一、十年後、二十年後を見据えた長期ビジョンに基づいた議論はされたのかの問いに対して、二十年先を見据えた検討をすることは重要な視点であると認識しているが、養北認定こども園については事業開始から約九年経過し、地元住民としては長年待ち望んでいる事業であり、少しでも早く進めたいとの回答でした。

十二、まだ議論が成熟していない。慌てて設計をして形をつくるのではなく、もっと時間をかけて議論する必要があるのではの問いに対して、保護者の方に平成三十年年度開園と説明してきたため、お怒りの声や一日でも早くとの声をいただいている。全町的な意味で、もう少し慎重にとの意見も理解できるが、少しでも早く建設することを優先したいとの回答でした。

また、全体的な執行の回答として、ほかの地域ではほぼ平成二十九年度で幼保連携型認定こども園になっている中で、養北だけがさらにおくれていくことはならない。子供や保護者、地域の人

のことを考えると、遅くとも平成三十一年度開設にこぎつけるべきではないかと考える。既に道路拡幅し、土地も増強しているので、おくらせてそのままにしておけない。百五十人定員の設計だと建設費六億円以上を公費で賄わなくてはならず、公費の場合、国からの補助がない。町の基金の現状では難しい。子供や保護者、地域の人のことを考えると、これ以上建設をおくらせることはできない。百人規模に縮小して今年度予算内で設計することが最良である。河北での統合は、こども園と小・中学校も含め検討が必要になり、十年はかかると想定される。そこまで養北認定こども園を先延ばしにはできず、それを踏まえて今回は十年、十五年後を見越した百人規模の施設を考えている。補正予算が承認されないと、全町的な保育園、小・中学校のあり方も考えていかななくてはならず、それは二十年ほどかかるのではないか。養北保育園、幼稚園の耐震化ができていないので、さらに検討となると、まず耐震化を早急に進める必要があり、一億数千万円かかると想定される。養北認定こども園を新しい形で設計させていただいて早急に開園できるようお願いしたいとの回答がありました。

また、委員から意見、要望として、これ以上のおくれは絶対許されないで、教訓として、緻密に目配りしながらできるだけ事業を早く進めてほしい。口頭での報告が非常に多く、その都度、比較対象となる資料に基づいて議論を深めるような機会がなかった。病児病後児施設と子育て支援センターを設けないのであれば町として代案を示すべきで、そういうことを議論するのが本来の議会である。また、拙速であり、いろいろなケースの議論が熟成されていない。近い将来の議会にそういうことも踏まえた形で設計をしたものを上げていただくという方法も期待されていることを御承知いただきたいとの意見、要望がありました。

次に、教育費において、一、中学校校舎等設備整備事業について、中学校二校の空調はいつから教室に設置される計画かの問いに対して、国の補助金もあり、補助内定をもらってからの工事になると夏には間に合わない想定されとの回答でした。

なお、本案に対し、水谷委員、田中委員、三田委員の三名の連名による修正動議が提出され、原案とあわせて審査しました。

まず、修正案の内容といたしましては、歳入歳出それぞれ一千四百万三千円を減額し、予算総額を百七億九百二十万四千円とするものであります。

最初に、四ページの歳出から説明させていただきます。

款三民生費、項二児童福祉費、一目児童福祉総務費では、認定こども園整備事業において町で認定こども園を建設するための設計委託料として計上されていた一千四百万三千円を減額いたしました。

次に、歳入について説明させていただきます。

款十七繰越金、項一基金繰越金、一目財政調整基金繰入金では、財源調整として計上されていた五百五十万三千円を減額いたしました。

次に、款二十町債、項一町債、一目民生費では、児童福祉施設整備事業債において、町で認定こども園を建設するための設計委託料に充当予定で計上されていた八百五十万円を減額いたしました。

次に、二ページの第二表地方債補正では、児童福祉施設整備事業債で限度額を八百五十万円減額し、補正後の限度額を一億二千七百九十万円とするものです。

趣旨といたしましては、今議会に提案された一千四百万三千円の設計業務委託は、先ほどの質疑で明らかになりましたように、

四回目となり、これ以上の設計変更は許されなく、より精密な、より慎重な議論や積算を要することは言うまでもありません。

また、議会への説明責任との観点に立てば、病児病後児施設と子育て支援センターは設けない方向で検討しているということは、一部に含みを持たせられましたが、議会に一切の説明もされたいなく、情けないことに議員が知ったのは九月九日の新聞報道でした。働く女性が養老町で安心して子供を産み育てられる環境を整備していくのは町政の大きな柱の一つであり、町の総合計画や町長の施政方針などでも大きく位置づけられています。この二つの施設をつくらないのであれば、町として代案を示さなければなりません。施策を転換するには、十分な情報公開と説明責任を通し

ての住民合意です。

幸いにして提案された予算は、繰越金と町債であり、国や県からの歳入予算は入っていません。議決しないと建設がおくれるのではないかとの心配もありますが、デジタル化の時代です。設計士の豊富な知識と技術が時間を短縮させている事例は数多くあります。

これまでこの事業に関しては口頭説明が多く、関係資料は後で配付されていたことは否めません。行政は文書主義が大原則であり、記録の提示があり、初めて議会としての説明や反論が成立します。その教訓や反省も踏まえて、早急過ぎる今議会での補正予算には修正を申し上げたいと思います。

なお、近い将来に定例議会として上程される今回の補正予算、注目していただきたいですし、これまでのしっかりとした議論が成功に導くと思います。

これまで育心会さんにも随分御心労をおかけしましたが、この事業の成功が町内の私立の園に伝わることでと申し添えます。

以上が提案説明であります。

この修正案については、提案者及び執行に対して質疑がありました。

その内容は次のとおりです。

まず、提案者に対する質疑として、一、設計委託料をゼロにすることになる影響の大きさを考えているかの問いに対し、これまで四回設計変更があり、多大な年月が費やされている。当面三カ月間しっかりと議論をした上で、次回定例会で上程いただければと考えている。三カ月設計がおくれても、それによって建設が一年も二年もおくれるというような問題ではないとの専門的見地からの回答も得ているとの回答でした。

なお、工期を圧縮してやることによって仕事の混乱が生じる可能性もある。数字の先送りではなく事業の先送りの方向になりかねない。これ以上の混乱は住民に説明ができないのではないかとの意見がありました。

次に、執行に対する質疑として、一、修正された場合、平成三十一年度開園に対する見解はの問いに対して、県との確認申請や開発手続等もあり、設計が三カ月おけると平成三十一年開園は難しいと考えるとの回答でした。

二、修正された場合、十二月議会に上程するかの問いに対して、十二月議会に上程するかどうかは確約できないとの回答でした。

その後、討論を行いました。その内容について報告させていただきます。

まず、原案に賛成討論として、これ以上の混乱はとも承認できない。執行がぎりぎりの状態で出てきている修正案に対してこれを否決してさらに延ばすような暴挙は納得できない。統廃合に

ついては、長い年月をかけて検討していくものであり、これ以上のおくれは住民感情からして許されない状況であるから、養北認定こども園については、今までの反省すべき点は反省しながら早急に事業を進めていただきたい。

次に、修正案に賛成討論として、地域住民はもちろん、行政、議会ともに熟議の上、関係者一同が納得し、満足できる構想のもとに計画を推進するものと考えている。養北認定こども園の建設を否定するものではなく、委託料を減額修正し、関係者熟議の上で結果を踏まえ、この先議会で予算計上を求めるものである。十二月議会に上程されれば、平成三十一年四月に開園は努力すれば可能であるという許容範囲であれば、この三カ月間を大事に使って、お互いが理解をし合い、よりいいものをつくるという目標のもとに取り組んでいただきたい。

以上のような討論がありました。

次に、議案第四十八号 平成二十九年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）に関しましては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第五十一号 平成二十九年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）に関しましては、一、保険給付費が増加傾向との説明だが、具体的にはどのような増加傾向なのか、比較対象もあれば提示していただきたいの問いに対して、要支援者が平成二十八年九月が三百十八人、平成二十九年九月が三百四十九人で、対象者数が増加傾向であることと、総合事業が四月に移行したばかりで移行が緩やかであることとの回答でした。

二、要介護認定一から五までの認定者数の割合の動向はの問いに対して、介護認定者の総数が千四百八十四件で、うち要介護認定者が千百三十五件で約七六％、他市町と比べおおむね平均的に

あり、予防給付が伸びている傾向にある。予防に力を入れて介護に移行する人を少なくしたいとの回答でした。

以上、審査に付託されました条例の一部改正二件、平成二十九年養老町特別会計補正予算二件の合計四件の原案につきまして、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、平成二十九年養老町一般会計補正予算（第二号）の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、まず修正案については、挙手半数に伴う委員長採決により、修正部分を除く原案については挙手全員で、それぞれ可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（青山貞一君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより、総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。なお、これらの案件については総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。なお、審査の経過及び結果についての質疑は、総務民生委員会委員長に答弁をお願いします。

また、修正案に対する質疑は、修正案を委員会に提出した議員に答弁をお願いします。

さらに、修正案に対する執行上の影響等についての質疑は、執行に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） それでは、修正案に関して、その影響について執行に対する質問を行いたいと思います。

本修正案が可決され、再設計費用が削除された場合、養北認定こども園建設に関する内容の検討や、地元、利用者等からの意見聴取、また熟議はできなくなるということはありませんか。

○議長（青山貞一君） 長谷川副町長。

○副町長（長谷川 悟君） ただいまの質問に関しましては、総務民生委員会の中で答弁済みでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 次に、修正案の提案者、提出者に対して質疑を行いたいと思います。

本定例会でこども園の再設計費用一千四百万三千円が削られた場合、十二月議会に上程するかとの問いに対し、町長は、上程するかはわからないと答弁された報告が先ほど委員長よりありました。町長は昨日の一般質問で、一日も早くこども園を建設すると答弁されていたのですが、これは委員会での答弁と矛盾しているように感じます。その意図についてはどのように考えられるか、提案者で何か考えるところがあればお答えいただきたいと思います。

○議長（青山貞一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 私は違和感を覚えました。

○二番（岩永義仁君） 以上です。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は十時五十分といたします。

(午前十時三十四分 休憩)

(午前十時 五十分 再開)

○議長(青山貞一君) 休憩を解き、再開をいたします。

休憩中に総務民生委員会委員長より、先ほどの総務民生委員長報告について一部訂正の申し出がありましたので、許可をいたしました。

総務民生委員会委員長 早崎百合子君。

○総務民生委員長(早崎百合子君) 失礼いたします。

先ほど報告の中で、修正案の債務について、繰越金と申しましたが、繰入金と訂正していただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。失礼しました。

○議長(青山貞一君) 次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 吉田太郎君。

○産業建設委員長(吉田太郎君) 産業建設委員会報告。

去る九月十五日、各委員会並びに執行部の出席のもと産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の廃止一件、条例の一部改正二件、平成二十九年一般会計及び特別会計補正予算三件、合計六件についてであります。

委員会での主な質疑、審査結果について御報告いたします。

まず、議案第四十二号 農村地域工業導入促進法に係る養老町固定資産税の特例に関する条例の廃止についてに関してであります。

一、この条例の施行はいつからか。また、具体的に施行された例はあるかの問いに対して、昭和五十一年十二月二十五日に制定され、現状として減免されている企業はない。当時の具体的例については、時期が古く、資料が現存せず、確認できていないとの

回答でした。

次に、議案第四十五号 養老町農村地域工業導入促進審議会設置条例の一部を改正する条例についてに関してであります。

どの地域でどのぐらいの面積が利用され、未利用地はどれぐらいあるかの問いに対して、西岩道は百十二筆三万七千平米が指定され、一〇〇％利用済み、船附は六十七筆八万四千平米が指定され、利用済みの面積が六万四千四百平米ほどで、一万九千六百平米が未利用地として残っているとの回答でした。

二、工業を産業への文言変更する必要性は何かの問いに対して、製造業対象だったものがサービス業も対象になったためとの回答でした。

三、新たな場所を設定する予定はあるかの問いに対して、新たな地域を設ける場合は、企業誘致の関係も連携をとりながら協議会で審議をいただくとの回答でした。

次に、議案第四十六号 養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてに関しては、特に質疑、討論はありませんでした。次に、議案第四十七号 平成二十九年養老町一般会計補正予算(第二号)に関してであります。

一、観光費の養老改元一三〇〇年プロジェクト事業四百六万九千円減の内訳はの問いに対して、今年度予定していた秣の滝整備事業工事費の減額。直江の滝の調査の調査結果を踏まえて次年度以降で検討するとの回答でした。

二、空家等対策事業費で協議会の詳細と設置時期はの問いに対して、要綱を準備中であり、学識経験者の意見をいただきながら進めていく予定。十月末から十一月には第一回協議会を開催するとの回答でした。

三、県単土地改良事業費百二十四万八千円について財源の内訳

はの問いに対して、県支出金四十九万八千円、地元土地改良区から六十七万三千円、一般財源から七万七千円との回答でした。

次に、議案第四十九号 平成二十九年養老町上水道事業会計補正予算（第二号）に関しては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第五十号 平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）に関してであります。

一、下水道整備事業推進費二百二十万の内訳はの問いに対して、平成二十九年支払い予定である消費税及び地方消費税を再算出したところ、支払い対象となる平成二十八年工事金額が少なく、今年度支払い額の予算不足が判明したためとの回答でした。

以上、審査に付されました条例廃止一件、条例の一部改正二件、平成二十九年一般会計及び特別会計補正予算三件、合計六件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全議案とも挙手全員により、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告いたします。

○議長（青山貞一君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑いたします。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 議案第四十五号の養老町農村地域工業導入促進審議会設置条例の一部を改正する条例についてです。三点に

ついて質問いたしたいと思います。

今回の関連法改正によって農地転用規制の緩和で例外が拡大し、産業振興と農業振興とを両立させていくという難しいかじ取りが求められると思います。

そこで、現在、農業振興地域整備促進協議会がありますが、この組織との整合性について、またこの農村地域産業導入促進審議会の会議は余り開催されておりませんが、いつ、こういったケースの場合に開かれるのか。

さらに、第二条では、委員は十三人以内をもって組織すると思いますが、委員のメンバー、会長の氏名を確認されたのか、この辺の議論がありましたか。

以上三点について質問をいたします。

○議長（青山貞一君） 六番 吉田太郎君。

○産業建設委員長（吉田太郎君） 質疑は何もありませんでした。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第十三、議案第四十二号 農村地域工業導入促進法に係る養老町固定資産税の特例に関する条例の廃止についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十四、議案第四十三号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十五、議案第四十四号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十六、議案第四十五号 養老町農村地域工業導入促進審議会設置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十七、議案第四十六号 養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十八、議案第四十七号 平成二十九年年度養老町一般会計補正予算（第二号）の討論を行います。

なお、本案に対する総務民生委員会委員長の報告は修正であるため、討論の順序は次のとおり各一名ずつ順次発言を許可いたします。

まず最初に、執行部が提出の原案に賛成の議員、次に委員長報告の修正案及び原案の両案ともに反対の議員、次に原案に賛成の議員、最後に修正案に賛成の議員であります。

まず、執行提出の原案に賛成の議員の発言を許可します。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 原案に対し賛成の討論をいたします。

養北認定こども園は、諸般の事情が重なって開園が二年ほどおくれております。執行側の二年間の説明不足は否めませんでした。私は一刻も早く開園を願っております。これについては、議会はもとより各議員、地元関係者も同じ思いであると、そう認識しております。

きのうの岩永議員の一般質問の中で、町長から、より慎重に議会や地元に対し説明をし、その後に予算を執行していくという答弁を確認いたしました。町長のこの答弁を確信し、原案に対し賛成をし、私の討論といたします。

○議長（青山貞一君） 次に、委員長報告の修正案及び執行提出の原案の両案ともに反対の議員の発言を許可します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（青山貞一君） なしと認めます。

次に、執行提出の原案に賛成の議員の発言を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 十一番 林輝見君。

○十一番（林輝見君） この案件につきましては、執行から何度も説明がありましたように、平成二十二年から養老町の先陣を切って養北地区の幼稚園、保育園を統合して養北認定こども園を建設するという計画が養老のモデルケースとしてスタートしております。そういう中で、図らずも建設予定地の地盤の軟弱という問題があり、工事がおくれ、また今回、民間の運営していただく予定の法人が辞退をされたというような経過をたどりながら今日に至りました。

執行側の説明の仕方の不備もあったかもしれませんが、今回補正で出されました設計を修正案として削るというような意味とんでもない話になりました。これにつきまして、私は委員会と協議された修正案に賛成三名、その後、委員長の判断で修正案に賛成というような、委員長としてやられたこの採決方法につきましては、私はとても承服できるものではありません。

また、住民に対しては、議会の判断でおくれるというような説明はとてもじゃないですができません。そういう意味からも含めまして一時も早い開園を求めるものであります。

よって、執行側の原案に当然すべきであるということで、修正案を認めることなく原案に賛成したいと思っております。

以上、原案に賛成の討論といたします。修正案を反対します。

○議長（青山貞一君） 次に、委員長報告の修正案に賛成の議員の発言を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 今回の養北認定こども園建設一連の問題に

については、そもそも池辺育心会との交渉を慎重にも慎重に進め、契約していれば、補正予算の計上は必要なかったわけで、町側の非は免れないと思っております。

また、議会に対しても説明十分でなく、重大な方針変更されたにもかかわらず報道機関に先行公開され、まさに議会軽視と言わざるを得ません。該当地域では大変心配の声もあります。

昨日の一般質問でのこの項目の質問がありました。回答の中で、直ちに予算執行せず、関係者、もちろん議会も含みますが、関係者との十分説明、議論の上推進するとの町長回答がありました。九月十五日の総務民生委員会での回答との整合性は全くなく、理解に苦しむところであります。

町長の発言は重いものです。今後は十分このことに留意され、一度決断されたことはぶれることなく、そして結果責任を全部自分一人でとると言い放つことが職員のやる気につながると確信しています。

私は養北認定こども園建設を否定するものではありません。関係保護者はもちろん、関係地域、議会ともども十分熟議の結果を踏まえて、この先の議会で予算計上を求めるものです。

したがって、今回計上の設計委託料予算一千四百万三千円を一旦削除すべきが筋と、修正案の賛成討論といたします。以上です。

○議長（青山貞一君） それでは次に、執行提出の原案に賛成の議員の発言を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 三番 長澤龍夫君。

○三番（長澤龍夫君） 原案に賛成討論をいたします。

今回の総務民生委員会において、地元地区の意見、また考えを質問させてもらいました。広い視野で、現在の少子化に伴い、河

北全体で認定こども園を建設してはどうですかと。

振り返ってみますと、前町長のときに、老朽化に伴う養北保育園として買収計画がされたと聞いております。その後、国の施策として認定こども園となり、養北認定こども園のみとして建設されることでした。原案を可決しても、議会と行政の話し合いも可能であると考えられます。

もし修正案となった場合、工期がおくれたり、また建設ができなくなる場合もあります。養北の子供たちがこども園に通えないようなことは絶対してはならないと思います。

以上、これによって、この修正案に対しては反対といたします。

○議長（青山貞一君） 次に、委員長報告の修正案に賛成の議員の発言を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 五番 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） 修正案に賛成の討論をさせていただきます。

今現在、いろいろと執行のほうからの御説明をいただき、現状の把握ができる状態になりましたが、現実、育心会さんの撤退まで執行側が議会に対する説明責任が余りにも甘いと、こう判断をせざるを得ないというふうに私は認識をいたします。

その観点からいって、今回の規模縮小、百五十人から百人定員に変更したために、予算も一千七百万円程度ということで補正予算が計上されました。これに対しても、もつと詳しく説明をいただく必要があるかと、こういうふうに思います。

それから、この十二月までに説明すればいいんだという単純なものじゃなくして、執行側の姿勢として今まで反省点を議会に見せていただく。そして、十二月に改めて上程をさせていただくというような筋で執行も取り組んでいただき、養北地区にこども園

が予定どおり平成三十一年四月の開園ということで向かうことを我々も望んでおりますので、ひとつその辺のところを御理解いただき、熟議が必要であるという点から、私は賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（青山貞一君） それでは次に、執行提出の原案に賛成の議員の発言を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 一番 北倉義博君。

○一番（北倉義博君） この養北認定こども園につきましては、さまざまな事情で当初の開園が大幅におくれています。これ以上のおくれは決して許されない状況だと考えられます。

執行におかれましては、今日までの議論を参考にされ、反省すべき点は反省し、慎重に、かつこれ以上おくれることのないように事業を進めていただきたいと思います。

したがって、地元住民の皆さんを不安にさせるような今回の修正案には反対いたします。

以上をもって原案賛成討論といたします。

○議長（青山貞一君） 次に、委員長報告の修正案に賛成の議員の発言を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 平成二十二年から二十六年までの五年間を目標にした町次世代育成支援後期行動計画、平成二十七年から平成三十一年までを目標にした町子ども・子育て支援事業計画、全ての子どもたちが健康で健やかに、みんなで安心して子育てできる町にするとうたっています。

大橋町長が就任されたのが平成二十二年十二月です。まさしく

この計画の全施策への具現化を図る責任を担っておられます。

ただ、ただいまの修正案は、町の子育て施策計画を町みずからが後退させることなく推進してほしいとの願いがあるからです。

丁寧に説明していきたいと昨日の一般質問で何度も答弁されましたが、二〇一六年八月八日の議会全員協議会で、一三〇〇年祭や自治町民会議がなかなか町の思いが町民に伝わっていないということも含め、これからの町政は町民へ丁寧な説明をして風通しのよい年にしたいと抱負を述べられています。

しかし、昨日の一般質問で、岩永質問には、直ちに予算執行せずと答弁、私の質問では、早速設計に取りかかると答弁、全く相反する答弁だと受けとめました。

修正案議論を通し、子育て施策の推進、そして丁寧な説明をしていくと述べられたことは大変意義があったと考えています。その丁寧な説明が言葉だけで終わることがないよう、行政機関のチェック機関として町民から付託を受けた我々議会の役割を果たさなければなりません。議会は単なる町長の追認機関ではないのですから。

以上申し上げ、修正案の賛成討論といたします。

○議長（青山貞一君） それでは次に、原案に賛成の議員の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 六番 吉田太郎君。

○六番（吉田太郎君） 原案に賛成する討論をします。

総務民生委員会委員長報告の中で、町長は十二月議会に提出するかしないかわかりませんということですので、これがもし町長が十二月議会で出さなかった場合は、この認定こども園の開園がおくれると思います。

これから、この機会に原案を通して早く執行していただきたいと思しますので、原案の賛成に挙手します。以上です。

○議長（青山貞一君） 次に、修正案に賛成の議員の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 賛成の討論をやります。

ここまでの議論からわかるように、修正案が可決されたとしても、こども園建設のための準備に関しては影響がないものと考えます。逆に、再設計の費用が一千四百万三千円と固定されることは、園の規模や病後児保育、子育て支援センターの設置といったものを議論する上で予算的な足かせになるおそれがあります。熟議の上で、後日、本当に必要な施設の設計費用が結果として倍かかるとしても、子育て支援の点から考えれば、これは了承しなければなりません。高いから、安くなるからとかの理由で子育ての施設を建設する行為は間違いでしょう。

養北のこども園に関しては、養老こども園と同じ実績ある方法である、現保育園と幼稚園を統合して平成三十年度からこども園化することとなっております。養北のこども園が、建設が、またこども園化がおくれる云々の話は論点のすりかえではないでしょうか。養北のこども園化がおくれることはありません。各方面との熟議を行い、利用者や地域住民に求められるすばらしいこども園を建設するためにも、修正案を可決する必要があります。

以上の理由から修正案に賛成いたします。

○議長（青山貞一君） 次に、原案に賛成の議員の発言を許可いたします。

ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 八番 野村永一君。

○八番（野村永一君） この養北認定こども園の開設にしましては、皆さんのいろいろな意見をお聞きました。

養老町で今足りない部分は、子供をどこに入れるかというところが根本的な考えでございます。これは平成二十七年九月十八日に国の方針で、幼稚園で二歳児枠新設というふうには、来年度から受け入れるというふうになっております。ですから、一つでもすばらしいこども園を養老町のほうで開設していただきますようお願いいたします。この原案に賛成でございます。

○議長（青山貞一君） 次に、修正案に賛成の議員の発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（青山貞一君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

まず、総務民生委員会委員長報告により提出された修正案について採決を行います。

この修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手少数です。

よって、総務民生委員会の修正案は否決されました。

次に、修正案が否決されましたので、執行提出の原案について採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手多数です。

よって、議案第四十七号 平成二十九年養老町一般会計補正予算（第二号）は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第十九、議案第四十八号 平成二十九年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十、議案第四十九号 平成二十九年養老町上水道事業会計補正予算（第二号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十一、議案第五十号 平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十二、議案第五十一号 平成二十九年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十三、発委第一号 養老町

みんなで「孝子」条例の制定についてを議題といたします。

この議案については、総務民生委員会より提案されたものであるため、総務民生委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

総務民生委員会委員長 早崎百合子君。

○総務民生委員長（早崎百合子君） ただいま上程を賜りました発委第一号 養老町みんなで「孝子」条例の制定について説明させていただきます。

養老町議会発案ユニーク条例の制定について、平成二十七年度から総務民生委員会において協議してまいりました。さまざまな条例案を協議し、検討した結果、町名の由来とも言われる西暦七一七年度の養老改元から千三百年を迎えたことを契機に、養老町の住民が実践する親孝行の孝子伝説が生まれた風土に根差した孝行心と人を思いやる心を表彰することによって、住民が豊かな心と郷土への誇りを持つてもらうことを目的として、この養老町みんなで「孝子」条例を制定するものです。

要旨。それでは、本条例案の内容について、条を追って御説明申し上げます。

本条例案は、第一条から第五条の構成になっております。

まず、第一条におきましては、本条例の目的として、町名の由来とも言われる西暦七一七年度の養老改元から千三百年を迎えたことを契機に、養老町の住民が実践する親孝行の孝子伝説が生まれた風土に根差した孝行心と人を思いやる心を表彰することによって、住民が豊かな心と郷土への誇りを持つことに寄与することを

規定するものです。

第二条では、被表彰候補者の推薦について規定しております。

第三条では、被表彰者の決定と表彰に関する規定をしております。

第四条では、この条例の目的を達成するため、家庭、地域及び関係団体の協力について規定しております。

第五条では、本条例の施行に関し、必要な事項は別に定める旨を規定しております。

また、附則におきましては、施行期日について、この条例は公布の日から施行するものとございます。

以上で、提案説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十四、発議第三号「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました意見書を事務局より朗読をいたします。

○議会議務局書記（國枝利法君） それでは、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の朗読をいたします。

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書。

道路は、地域経済の成長や住民生活の向上を図るとともに、災害時には救援活動や復旧復興等、市民の生命を守るライフラインとして必要不可欠な社会基盤である。本町においても、東海環状自動車道などの幹線道路の早期完成が期待されており、また老朽化対策、通学路の交通安全対策等の課題に直面する中、安全・安心で円滑な交通を確保する道路整備は急務であり、整備事業に係る持続的かつ安定的な財源の確保は極めて重要となっている。

現在、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という）の規定により、交付金事業等の補助率等のかさ上げが平成二十九年度までの期限措置となっており、道路財特法によるかさ上げ措置の廃止は、補助事業を活用する地方において財政負担をもたらし、道路整備事業に遅滞を招くこととなる。

よって、国においては道路整備を引き続き促進するため、長期的かつ安定的な予算の確保と拡充を図るとともに、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成三十年度以降も継続する

よう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。平成二十九年九月二十二日。岐阜県養老郡養老町議会議長 青山貞一。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣。

以上で意見書の朗読を終わります。

○議長（青山貞一君） この意見書は、議員全員からの発議です。で、趣旨説明、質疑及び討論を省略し採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認め、ただいまのとおり採決することに決定をいたしました。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（青山貞一君） これをもちまして本日の議会日程にありま

す議案の審議は全て終了しました。お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） お諮りします。

この第三回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第三回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） お諮りします。

議会改革、養老鉄道存続の各特別委員会の所管事務の調査につ

いて、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

た。会議を閉じます。

これをもちまして、平成二十九年第三回養老町議会定例会を閉会いたします。長時間、御苦勞さまでした。

（閉会時間 午前十一時四十四分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十九年九月二十二日

議長 青山 貞一

議員 吉田 太郎

議員 早崎 百合子